

News

3 令和6年度 個人市民税・県民税の定額減税について

市民税課 ☎23・6082
FAX27・1159

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年度の個人市民税・県民税所得割の額から、次の金額の合計額を特別控除する、定額減税が実施されます。

- 減税額 ア 納税者本人／1万円
イ 控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)／1人につき1万円
- ※合計額が所得割の額を超える場合は、所得割の額を限度とします。
※納税者本人が均等割のみ課税の場合は、定額減税の対象なりません。
※令和6年度の個人市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下のかたに限ります。



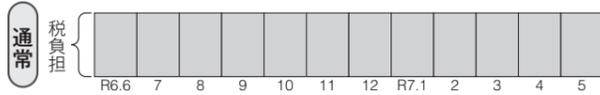
詳しくは、
市ホームページで。



定額減税の実施方法 個人市民税・県民税の納付(徴収)方法により、異なります。

給与所得からの特別徴収(給与天引き)の場合

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分まで給与天引きします。
※定額減税の対象とならないかたは、通常どおりの徴収方法となります。



普通徴収(納付書または口座振替)の場合

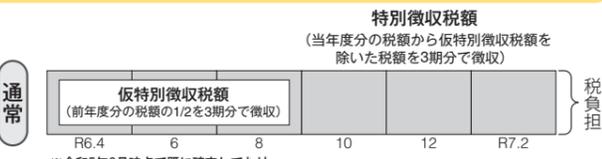
定額減税前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除を行い、控除しきれない部分の金額は第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除します。
※場合によっては、全期前納できなくなることがあります。



公的年金からの特別徴収(年金天引き)の場合

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の年金天引き税額から控除を行い、控除しきれない部分の金額は12月分以降の年金天引き税額から順次控除します。

ただし、令和6年度に新たに年金天引きが開始されるかたは、年度の前半(令和6年6月分と8月分の2回)は普通徴収となりますので、定額減税についても普通徴収の方法での控除となります。普通徴収で控除しきれなかった場合は、令和6年10月分以降の年金天引き税額から順次控除します。



所得税(国税)の定額減税について詳しくは、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」でご確認ください。

定額減税 特設サイト 国税庁 検索



News

1 テレワークで短時間勤務をする子育て世代のかたを募集

商工労政課 ☎23・6351
FAX23・6213

パソコンを使い、自宅などで短時間勤務を行う子育て世代のかたを募集します。働く意欲や能力があっても、長時間勤務や通勤などが難しいかたの社会参加を後押しします。

- 勤務期間／7月上旬頃から6カ月間
- 勤務時間／週8時間程度
- 選考方法／書類審査、面接
- 対象／子育て世代で、各勤務先が定めるかた
※自宅などにインターネット環境が必要
- 申込／5月30日(木)までに各勤務先へ。
詳しくは、右のコードで。



※本事業はソフトバンク株式会社と官民連携で行っている、テレワークを活用したショートタイムワーク事業の一環です。

勤務先	対象	業務内容	募集人数	賃金
office COBA 小林英之税理士事務所	会計事務所での勤務経験のあるかた、またはやりたいこと(事業など)のあるかた	資料作成、会計ソフトのデータ入力、事業構築など	1人	時給 1,300円
レインボーイングリッシュクラブ (あいうエデュケーション合同会社)	パソコンの基本操作ができるかた	英語の授業のテキスト編集や作成、プリントチェックなど	1人	時給 1,250円
株式会社三菱コーポレーション	ExcelやVBA(マクロ)で定型業務を効率化できるかた	定型業務の効率化、事務作業など	1人	時給 1,027円

News

2 令和5年度非課税世帯等生活応援金の申請期限は5月31日(金)です

地域福祉課 ☎23・6755
FAX23・6515

対象世帯には確認書を送付しています。期限までに返送を。住民税が未申告のかたがいる世帯は、申告後に申請してください。

- 支給額／非課税世帯7万円
均等割のみ課税世帯10万円(18歳以下1人当たり5万円加算)
- 対象／以下の支給要件を全て満たす世帯
 - ①令和5年12月1日時点で岡崎市に住民登録がある
 - ②世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税である

申請方法など詳しくは、市ホームページで。

